

介護保険のサービス費用 約半分が皆さんの保険料です

介護保険制度は、40歳以上の皆さんからお支払いいただく保険料と税金によって運営されています。そして、介護が必要なかたが安心して介護保険のサービスを利用できるように、サービス費用の約9割が保険から給付されることになっています。この給付費の約半分が保険料収入で賄われ、保険料収入のうち約3分の1が65歳以上のかた、第1号被保険者、残りが40歳以上65歳未満のかた（第2号被保険者）からの保険料となっています。市では、7月上旬に65歳以上のかたに対して、平成13年度の介護保険料に係る納入通知書または特別徴収開始通知書を送付しました。そこで今回は、今年度の介護保険料について、65歳以上のかたを中心にお知らせします。

保険料は制度を運営していく大切な財源です

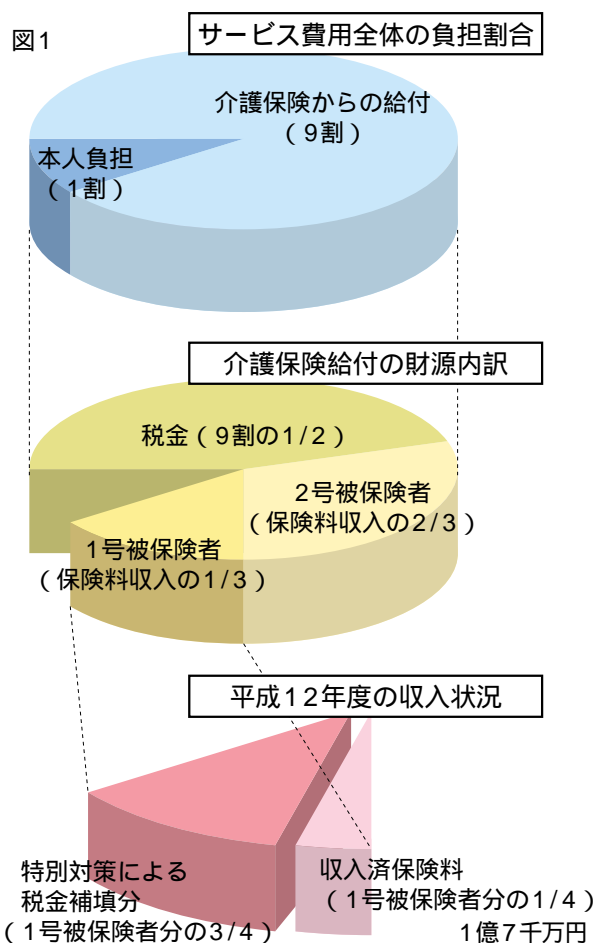
狭山市では、平成12年度末現在で1千880人のかたが要介護認定を受け、その多くのかたが在宅や施設でサービスを利用しています。介護保険から支払った給付費の総額は、約23億円となりました。

これに対し、平成12年度の65歳以上のかたが支払った保険料の総額は、約1億7千万円でした。これは、介護保険開始に伴い国の対策が講じられ、65歳以上のかたの保険料の納付が10月から延期され、その後1

年間は保険料が半額となったことから、本来の納付額の4分の1になっているものです（図1参照）。この措置は今年の9月で終了し、10月からは本来の額となりますが、制度を維持し、運営していくための大切な財源です。引き続き納付にご協力ください。

普通徴収のかたは口座振替でのお支払いが便利です

保険料の額は、前年中の所得などによって5段階に分けられています。65歳以上のかたの保険料は、表1の



介護保険料Q&A

Q 今年の7月10日で65歳になりました。介護保険料の金額はいくらになるのでしょうか。

A まず、所得段階を確認します。前年1月から12月までの所得から表1で、所得段階を確認し、保険料の金額が決まります。仮に所得段階が第3段階であると、保険料の年額は2万4千800円になります。

ただし、この年額は4月から翌年3月までの1年間分の額です。介護保険料の場合、年度途中で65歳になり資格が発生した場合、保険料は月割りとなります。7月から翌年3月までの9か月分の介護保険料を計算し直します。なお、4月から9月までの保険料は国の特別

表1 平成13年度保険料年額（前年の所得などで決定）

所得段階	対象者	年額
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金の受給者で本人および世帯全員が住民税非課税	1万2千400円
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税	1万8千600円
第3段階	本人が住民税非課税（世帯内に住民税課税者がいる場合）	2万4千800円
第4段階	本人が住民税課税（前年中の合計所得金額が250万円未満のかた）	3万1千円
第5段階	本人が住民税課税（前年中の合計所得金額が250万円以上のかた）	3万7千300円

狭山市では、被保険者が次の状況になった場合、一定の条件を満たしていれば、申請いただくことにより、納期限が過ぎていない介護保険料を減免する制度を設けていますので、ご相談ください。

財産に著しい損害を受けた場合（震災、風水害、火災など）により第1号被保険者や、その世帯の生計中心者の所有する住宅、家財などにその価格の

介護保険料の減免制度もあり
ますので「ご相談ください」

国の特別対策により、平成13年9月分までは引き続き本来の月額額の2分の1の額となるため、年額は本来の4分の3の額となります。それぞれの保険料は次のとおりです。

表2 普通徴収の保険料（金融機関窓口で「介護保険料納入通知書」で納付）

所得段階	年額	第1期7月	第2期8月	第3期9月	第4期10月	第5期11月	第6期12月	第7期1月	第8期2月
第1段階	1万2千400円	1千100円	900円	900円	1千900円	1千900円	1千900円	1千900円	1千900円
第2段階	1万8千600円	1千800円	1千400円	1千400円	2千800円	2千800円	2千800円	2千800円	2千800円
第3段階	2万4千800円	2千円	1千900円	1千900円	3千800円	3千800円	3千800円	3千800円	3千800円
第4段階	3万1千円	2千900円	2千300円	2千300円	4千700円	4千700円	4千700円	4千700円	4千700円
第5段階	3万7千300円	3千200円	2千800円	2千800円	5千700円	5千700円	5千700円	5千700円	5千700円

年度途中に65歳になられたかたや転入されたかたは、年額を月割りした額でのお支払いとなります

表3 特別徴収の保険料（年間18万円以上の老齢・退職年金受給者が天引きで納付）

所得段階	年額	仮徴収			本徴収		
		4月	6月	8月	10月	12月	2月
第1段階	1万2千400円	1千300円	1千300円	1千300円	2千900円	2千800円	2千800円
第2段階	1万8千600円	2千円	2千円	2千円	4千200円	4千200円	4千200円
第3段階	2万4千800円	2千700円	2千700円	2千700円	5千700円	5千500円	5千500円
第4段階	3万1千円	3千400円	3千400円	3千400円	7千円	6千900円	6千900円
第5段階	3万7千300円	4千100円	4千100円	4千100円	8千400円	8千300円	8千300円

昨年度中に、65歳になられたかたや狭山市に転入されたかたで、今年の4月1日現在、特別徴収の要件を満たしているかたは、7・8・9月は介護保険料納入通知書でお支払いいただき、10月の本徴収から、残りの保険料を年金からの天引きでお支払いいただきます

前年の所得額が変わったことにより、所得段階が変わり、介護保険料年額が変更となることがあります。増額の場合は、増額分を納入通知書でお支払いいただき、減額の場合は、天引き（特別徴収）を途中で中止し、別に送る納入通知書でお支払いいただくこととなります

10分の3以上の損害を受けたとき
前年に比べ著しく収入が減少した場
合生計中心者の収入が失業など諸般
の事情により著しく減少したとき
生活困窮により当初の保険料額では
納付が困難な場合申請月前3か月の

問い合わせ
介護保険課へ内線1551

生活状況が生活保護に準ずる程度の
困窮状態にあるとき

Q 老齢・退職年金を年額18万円以上もらうことになるのですが、支払い方法はどのようになりますか？誕生日は7月です。

A 年度途中に65歳になった場合、老齢・退職年金を年額で18万円以上支給されるとしても、納入通知書で金融機関の窓口からお支払いください。支払い回数は、普通徴収の場合、通常は7月から翌年2月までの毎月の8回の支払いですが、65歳になった翌月からの支払いなので8月からの支払いとなります。なお、翌年の10月からは特別徴収の方法に変更となります。

$$\begin{aligned}
 & \text{7月～9月分} \\
 & 24,800円 \times \frac{1}{3} \times \frac{3}{6} = 4,133円 \\
 & \text{10月～3月分} \\
 & 24,800円 \times \frac{2}{3} \times \frac{6}{6} = 16,533円 \\
 & \text{合計} \quad 4,133円 + 16,533円 = 20,666円 \\
 & \quad \quad \quad 100円未満切り捨て \\
 & \quad \quad \quad 20,600円
 \end{aligned}$$

措置で本来の額の2分の1ですが、4月から9月までの保険料は年額の3分の1、10月から3月までは年額の3分の2となり、これを加味して計算すると左のとおり、2万6000円となります。